#### 公益財団法人栃木県南地域地場産業振興センター使用規程

平成26年2月21日制定

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人栃木県南地域地場産業振興センター(以下「振興センター」という。)の施設の貸出場所(以下「施設」という。)及び施設の使用に付随して使用できる器具等(以下「器具等」という。)の使用方法について定めることを目的とする。

(開館時間)

- 第2条 振興センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、午後5時以後に、振興センターの施設及びこれに付属する器具等(以下「施設等」という。)が使用されない場合にあっては、午後5時までとする。
- 2 第6条に定める使用許可は、次の時間帯(以下「使用区分」という。)を対 象に行う。
  - (1) 午前9時から正午まで(以下「午前の部」という。)
  - (2) 午後1時から午後5時まで(以下「午後の部」という。)
  - (3) 午後6時から午後10時まで(以下「夜間の部」という。) (休館日)
- 第3条 振興センターの休館日は、次のとおりとする。
  - (1) 8月13日から8月16日まで
  - (2) 12月29日から翌年1月3日まで
  - (3) 施設が使用されない土曜日、日曜日及び祝日

(休館日等の変更)

第4条 理事長は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し又は開館時間を変更することができる。

(使用申請)

- 第5条 施設又は器具等を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、 施設使用申請書(別記様式第1号)又は器具等使用申請書(別記様式第2号) を理事長に提出(以下「使用申請」という。)し、使用許可を受けなければな らない。
- 2 施設及び器具等の使用申請は、使用日の属する月の12か月前の月の初日(月の初日が土曜日、日曜日及び祝日の場合は、翌日)以降の平日の開館時間内に受け付ける。

3 振興センターの基本財産を寄付した団体が、地域産業の振興に資する目的で使用する場合の施設及び器具等の使用申請は、使用日の属する月の 15 か月前の月の初日(月の初日が土曜日、日曜日及び祝日の場合は、翌日)以降の平日から使用日までの開館時間内に受け付ける。

(使用許可)

第6条 理事長は、施設の管理上必要があると認められるときは、使用許可に、 使用の打ち合わせ、施設及び駐車場の整備担当者の配置等の条件を付すること ができる。

(使用許可の制限及び取消)

- 第7条 理事長は、施設の使用について次の各号の一に該当するときは、使用許可はしない。
  - (1) 公の秩序又は善良の風俗をみだすおそれがあると認められるとき。
  - (2) 管理上支障があると認められるとき。
  - (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益となると認められるとき。
  - (4) その他理事長が適当でないと認めるとき。
- 2 理事長は、使用許可をした後、使用日前又は使用中に前項各号のいずれかに 該当する事実が判明したときは、その使用許可を取り消すことができる。 (施設使用料)
- 第8条 施設の使用料は、別表 I (以下「規程使用料」という。)のとおりとし、 消費税等の額を加算した額を徴収する。
- 2 物品の販売を目的とする利用、入場料等を徴収する利用の施設使用料は、物品の購入客、又は、入場料等を払う観客等が貸出場所に入場して使用する時間帯の使用区分の使用料に、次の各号に定める割合を乗じて得た額を規程使用料に加算した額とする。
  - (1) 物品の販売を目的とする利用 100分の100
  - (2) 1500円未満の入場料等を徴収する利用 100分の50
  - (3) 1500円以上の入場料等を徴収する利用 100分の100
- 3 申請者は、原則として申請時に施設の使用料を納付しなければならない。 (器具等使用料)
- 第9条 器具等の使用料は、別表Ⅱのとおりとし、消費税等の額を加算して徴収する。また、複数の使用区分を継続して使用する場合は、使用区分の数を乗じた額に消費税等の額を加算した額を徴収する。
- 2 器具等の使用料については、前条第3項の規定を準用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、大ホールの冷房、暖房及び電気等、使用時間又は

使用量によって金額が確定する器具等の使用料は使用後に直ちに徴収する。 (使用料の減免)

- 第 10 条 理事長は、次の各号の者が使用する場合、使用料を減免することができる。
  - (1) 足利市が使用する場合、施設使用料及び器具等使用料の全額
  - (2) 振興センターの基本財産を寄付した団体が使用する場合、施設使用料の 100分の30
  - (3) 上記以外の者の利用で、特別の理由があると認められ、減免することが適当と判断される場合

(使用料の還付)

第 11 条 使用許可を受けた申請者から納付された施設使用料及び器具等使用料 は還付しない。ただし、理事長が特別の事由によりやむを得ないと認めた時は この限りではない。

(使用者の義務)

第 12 条 使用者は、本規程を遵守するとともに、第 6 条の規定による条件があるときは、これを厳守しなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第 13 条 使用者は、許可を受けた目的以外に施設等を使用し、又はその使用権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復の義務)

- 第 14 条 使用者は、その使用が終わったときは、直ちに原状に回復しなければ ならない。
- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、理事長においてこれを執行し、そ の費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償の義務)

第 15 条 使用者は施設を破損し、又は器具等を滅失したときは、理事長の認定 するところにより、その損害を賠償しなければならない。

(販売行為の禁止)

- 第 16 条 何人も振興センター及びその敷地内においては、理事長の許可を受けないで販売行為をしてはならない。
- 第17条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和3年5月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

## 附 則

この規程は、令和6年3月1日から施行する。

### 栃木県南地域地場産業振興センター施設使用申請書

年 月 日

公益財団法人栃木県南地域地場産業振興センター理事長 様

郵 便 番 号 住 所 (申請者) 団 体 名 代 表 者 連絡責任者 電話 番 号

下記のとおり使用したいので申請します。

使用目的	
使用日時	年 月 日() 午前 時 ~ 年 月 日() 午前 時 午後 午後
使用場所	
使用器具	□あり □なし
料 金	使用料(税込) 使用料(税抜) 消費税等(%) 円 ( 円 円 円)
予定人員	人 許 可
備考	TI

### 栃木県南地域地場産業振興センター器具等使用申請書

年 月 日

公益財団法人杤木県南地域地場産業振興センター理事長 様

住所(申請者)団体名代表者

使用日時		年	月	日 (	) 午前 午後	時~	年	月	日(	) 午前 午後	時
------	--	---	---	-----	------------	----	---	---	----	------------	---

	/ <del>/</del>	単価	使用	数量	⇒1 /⊞ /₹¥.1\.\	
	使 用 器 具		個数	回数	計(円/税抜)	
	スクリーン (大ホール)	1,000				
無人眼坛	携帯用スクリーン	300				
舞台関係	演 台	1,000				
	司 会 台	1,000				
	展示用照明(大ホール)	2,000				
	客調(大ホール)	1,000				
照明関係	サスペンションライト	300				
	アッパーホリゾンライト	300				
	ボーダーライト	500				
	拡声装置(大ホール)	3,000				
	拡声装置(2階~4階用)	2,000				
音響関係	マイクロホン	1,000				
	ワイヤレスマイクロホン	1,500				
	SDプレーヤー	1,000				
	PCプロジェクター	2,000				
	展示パネル	100				
	ホワイトボード	100				
その他	コンセント	200				
	ウォールコンセント	300				
	携帯用マイク	1,000				
	電気料 (1Kw)	40		Kw		
大ホール	暖 房(1時間)	1,600		時間		
冷暖房	冷 房 (1時間)	2,000		時間		
備考				合 計		

		使用料(税込)	使用料(税抜)	消費税等(%)	
料	金	円	(	円	円)

## 別表 I (第8条関係)

# 施設使用料

(単位:円)

									(半)		1/
	使用時間	午	前	午	後	夜	間	全	日		
使用区分		AM9:(	AM9:00~ PM1:00~		00~	PM6:00∼		AM9:00~		摘	要
区 / 1 区 / 2			正午	PM	[5:00	PM1	0:00	PM1	00:0		
大ホール	平日	9,	700	13,	700	16,	900	40,	300		
人亦一ル	土日祝日	12,	100	16,	100	19,	300	47,	500		
商談ホール	平 日	6,	400	9,	700	13,	700	29,	800		
何吹ハール	土日祝日	8,	900	12,	100	16,	100	37,	100		
楽	屋	1,	200	1,	200	1,	400	3,	800		
室名	定 員	午	前	午	後	夜	間	全	日	摘	要
中会議室	20	1,	200	1,	800	2,	800	5,	800		
第1会議室	20	1,	300	2,	100	3,	300	6,	700		
第2会議室	20	1,	200	2,	000	3,	100	6,	300		
第3会議室	20	1,	200	1,	800	2,	800	5,	800		
大会議室	40	2,	100	3,	100	4,	100	9,	300		
特別会議室	30	3,	500	5,	500	8,	300	17,	300		
研 修 室	48	1,	200	2,	100	3,	100	6,	400		
和室人	28	1,	200	2,	100	3,	100	6,	400		
和 B	28	1,	200	2,	100	3,	100	6,	400		
小ホール	90	3,	700	6,	300	9,	900	19,	900		

器具等使用料

(単位:円)

<b>谷只守使用</b>	114			(単位:円)
П	名	単位	使用料	摘要
	スクリーン (大ホール)	1台	1,000	
舞台関係	携帯用スクリーン	1式	300	
一	演台	1式	1,000	
	司会台	1式	1,000	
	展示用照明(大ホール)	1 回	2,000	
	客調 (大ホール)	1 回	1,000	
照明関係	サスペンションライト	1台	300	
	アッパーホリゾンライト	1回路	300	
	ボーダーライト	1 回路	500	
	拡声装置 (大ホール)	1式	3,000	
	拡声装置(2階~4階用)	1式	2,000	
音響関係	マイクロホン	1本	1,000	
	ワイヤレスマイクロホン	1本	1,500	
	CDプレーヤー	1台	1,000	
	PCプロジェクター	1台	2,000	
	展示パネル	1枚	100	
	ホワイトボード	1枚	100	
その他	コンセント	1 回	200	
	ウォールコンセント	1 回	300	
	携帯用マイク	1台	1,000	
	電気料	1 Kw	40	

## 大ホール冷暖房使用料

(単位:円)

 11. 24.24.14	· ·			(
区	分	単位	使用料	摘要
暖	房	1 時間	1,600	
冷	房	1 時間	2,000	